

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 境杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字下吉羽字坊合一五二一番 一地先から同市大字上字和田字浅沼 七七四番二地先まで		区 間
八・五〇〇 一四・九五	八・五〇〇 八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
六・三〇		(メートル) 延長
		備 考